

太田市多面的機能支払交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）に基づいて地域の共同活動等を実施する農業者団体等に対し、太田市多面的機能支払交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行令（平成26年政令第347号）及び農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行規則（平成27年農林水産省令第14号。以下「施行規則」という。）並びに太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 交付金は、法第7条の規定に基づき事業計画の認定を受けた農業者団体等（以下「交付対象団体」という。）が実施する実施要綱第4の1に規定する活動に要する経費を対象として交付するものとする。

(交付金の額等)

第3条 交付金の額は、別表の規定により算出した額を上限とする。

2 交付金は、予算の範囲内において交付するものとする。

(流用の禁止)

第4条 別表の交付金の区分に掲げる資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)は、他の交付金の区分に掲げる交付金と相互に流用してはならない。

(交付申請)

第5条 交付金の交付を申請しようとする交付対象団体は、多面的機能支払交付金交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

(交付金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、交付金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、交付金の交付を決定したときは、多面的機能支払交付金交付決定通知書（様式第2号）により交付申請をした交付対象団体に通知するものとする。

(交付決定後の変更又は中止)

第7条 交付金の交付決定を受けた交付対象団体（以下「交付決定団体」という。）は、当該交付決定を受けた後にその申請に係る活動を変更し、又は中止しようとするときは、多面的機能支払交付金交付決定変更申請書（様式第3号）に必要書類を添え、これを提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき交付決定の変更を認めたときは、多面的機能支払交付金交付決定変更通知書（様式第4号）により交付決定団体に通知するものとする。

(交付金の交付)

第8条 交付決定団体は、交付決定された交付金の交付を受けようとするときは、多面的機能支払交付金実績報告書（様式第5号）を提出しなければならない。

2 前項の実績報告書の提出時期は、市長が別に定めるものとする。

(交付金の概算払)

第9条 交付金の概算払を受けようとする交付決定団体は、多面的機能支払交付金概算払請求書（様式第6号）を提出しなければならない。

（交付金の精算）

第10条 交付決定団体は、交付金について返還すべき額が生じた場合は、これを市に返還するものとする。

（書類の整備等）

第11条 交付金の交付を受けた交付決定団体は、当該交付金の交付対象である活動が完了した日が属する年度の翌年度から起算して5年間、関係書類を保管しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

交付金の区分	対象活動	交付金額	
1 農地維持支払交付金	実施要綱第4の1の(1)に規定する農地維持活動に要する経費	地目	10アール当たりの交付単価
		田	3,000円
		畑	2,000円
		草地	250円
		上記単価に実施要綱別紙1の第3に規定する対象農用地の面積を乗じた額とする。	
2 資源向上支払交付金（共同活動）	実施要綱第4の1の(2)のアに規定する資源向上活動（共同）に要する経費	地目	10アール当たりの交付単価
		田	2,400円
		畑	1,440円
		草地	240円
		<p>旧農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成24年4月6日付23農振第2342号農林水産事務次官依命通知）又は実施要綱に基づき、平成26年度以前に市から認定若しくは市と締結した協定又は法に基づき市長から認定を受けた事業計画において共同活動又は資源向上活動（共同）を5年間以上実施した交付対象団体及び資源向上活動（長寿命化）を実施する交付対象団体については、資源向上支払交付金（共同）の交付単価に0.75を乗じて得た額を交付単価とする。</p> <p>実施要領第2の2（2）に規定する多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合には、資源向上支払交付金（共同）の交付単価に5/6を乗じて得た額を交付単価とする。</p> <p>上記単価に実施要綱別紙2の第3に規定する対象農用地の面積を乗じた額とする。</p>	

交付金の区分	対象活動	交付金額	
3 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）	実施要綱第4の1の（2）のイに規定する資源向上活動（長寿命化）に要する経費	地目	10アール当たりの交付単価
		田	4,400円
		畑	2,000円
		草地	400円
		<p>上記単価に実施要綱別紙2の第3に規定する対象農用地の面積を乗じた額とする。</p> <p>交付対象団体が必要とする交付金が交付単価に対象農用地の面積を乗じて得た額に満たない場合は、交付対象団体が必要とする額を交付金額とする。</p>	
4 資源向上支払交付金（地域資源保全プランの策定）	実施要綱第4の1の（2）のウに規定する地域資源保全プランに要する経費	1組織当たり	500,000円
5 資源向上支払交付金（組織の広域化・体制強化）	実施要綱第4の1の（2）のエに規定する組織の広域化・体制強化に要する経費	設立される1組織当たり	400,000円